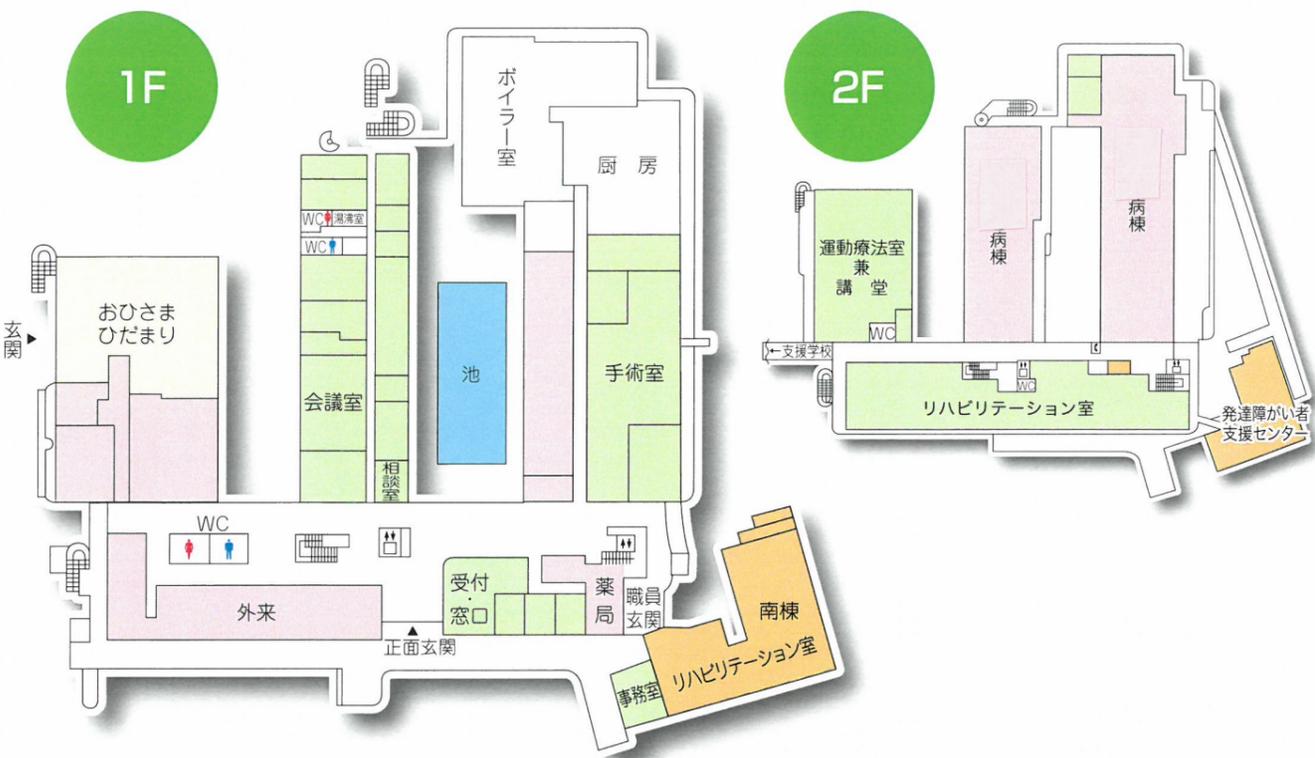
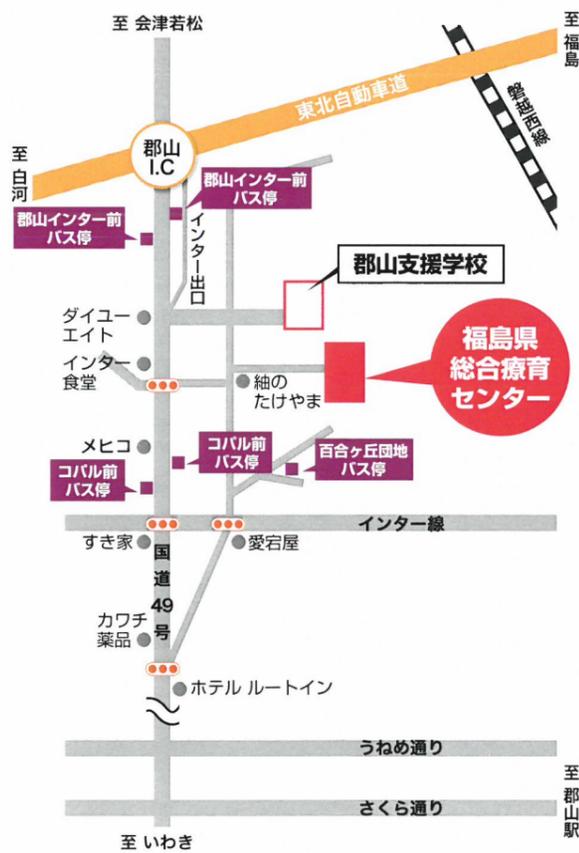


センター案内図



交通案内

|                |                      |                       |      |             |
|----------------|----------------------|-----------------------|------|-------------|
| 福島交通郡山駅バスターミナル | テニスコート経由<br>百合ヶ丘 行き  | 百合ヶ丘団地                | 徒歩5分 | 福島県総合療育センター |
|                | 下富田経由<br>百合ヶ丘 行き     | 百合ヶ丘団地                | 徒歩5分 |             |
|                | 卸団地経由<br>西部工業団地 行き   | コバル前停留所<br>または郡山インター前 |      |             |
|                | 玉川経由<br>熱海 行き        | コバル前停留所<br>または郡山インター前 |      |             |
|                | 向原経由<br>西部工業団地 行き    | コバル前停留所<br>または郡山インター前 |      |             |
|                | 郡山郵便局経由<br>西部工業団地 行き | コバル前停留所<br>または郡山インター前 |      |             |



福島県総合療育センター

〒963-8041  
 福島県郡山市富田町字上ノ台4番地の1  
 TEL.024-951-0250(代表)  
 FAX.024-951-0143  
 お問い合わせ時間 / 9:00~17:00



<ホームページ>  
<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/sougoryouiku/>

紙へリサイクル可



# 福島県総合療育センター

福島県総合療育センターは、児童福祉法に基づく児童福祉施設であると同時に、医療法に基づく病院です。

入所や通所部門では、さまざまな支援が必要な子どもたちに治療・リハビリテーション・保育・生活指導を総合的に行っています。

また、外来部門では、専門性の高い医療や療育・リハビリテーションなどを必要とする子どもたちを中心に診察を行っています。



## 理念

- 障がいや疾病の発生予防に努めるとともに、それらの早期発見や治療・訓練及び保育などの早期療育を行うことによって、子どもが健全に育成されるよう支援します。
- 児童ならびにその家族が地域の中で生き生きと生活できるよう支援します。

## 主なスタッフ

- |        |         |
|--------|---------|
| ■医師    | ■児童指導員  |
| ■保健師   | ■薬剤師    |
| ■看護師   | ■放射線技師  |
| ■理学療法士 | ■臨床検査技師 |
| ■作業療法士 | ■公認心理師  |
| ■言語聴覚士 | ■管理栄養士  |
| ■保育士   |         |

## 児童発達支援センター

### 医療型児童発達支援 おひさま

- 対象児童** 1歳6ヵ月から就学前までの、主に肢体不自由等の障がいを持つお子さん
- 利用時間** 午前9時30分～午後12時まで
- 利用日** 月曜日から金曜日まで(祝祭日、年末年始は除きます)

### 放課後等デイサービス ひだまり

- 対象児童** 郡山支援学校の小学部から高等部に在籍している、主に肢体不自由等の障がいを持つお子さん
- 利用時間** 午後1時～午後5時まで
- 利用日** 月曜日から金曜日まで(祝祭日、年末年始は除きます)

### 児童発達支援センター そよかぜ

- 対象児童** 障がいのあるお子さんもしくは障がいの疑いのあるお子さんで郡山市内の方及び、当センターを利用している福島県内の方
- 支援内容** 障害児相談支援及び特定相談支援、保育所等訪問支援
- 連絡先** 電話:024-951-0362  
FAX:024-951-0143



## 入所

### ○医療型障害児入所

- 子どもたちの障がいや症状に応じて治療及びリハビリテーションを行います。
- 基本的な生活習慣を身につけ、社会生活に適應できるよう、障がいの程度や発達段階に応じた生活指導を行います。
- 小・中・高校の教育は隣接する郡山支援学校において行います。
- 就学前の子どもたちには、保育時間を設け、センター内で保育を行います。



### ○親子入所

- 低年齢の子どもが保護者とともに入所し、早期治療を行うとともに、保護者が適切な育児・リハビリテーションができるよう指導します。

### ○一般入所

- 一般の医療機関と同じく手術を中心とした治療・リハビリテーションを行います。

## 外来診療

### 診療科目

- 整形外科
- 小児科
- 耳鼻咽喉科
- リハビリテーション科
- 心の発達相談室(精神科)
- 眼科
- 泌尿器科
- 歯科

### 診療日

月曜日から金曜日まで (祝日・年末年始を除く)

- ※診療科により診療日が異なります。
- ※予約制をとっておりますので、電話等でご確認のうえ、おいでください。
- ※詳しい診療時間や予約方法は、当センターのホームページで最新の情報をご確認ください。



## 医療的ケア児支援センター

福島県内にお住まいの医療的ケアの必要なお子さんや重症心身障害児、そのご家族や支援している方の困りごとや心配なことの相談をお受けします。また、ご家族同士の交流の場を提供します。

- 連絡先** 電話:024-973-7636  
FAX:024-973-7639

## 福島県発達障がい者支援センター

発達障がいやその疑いのあるご本人やご家族、関係機関を対象に、日常生活や就労等に関わる相談をお受けし、助言や福祉サービスの情報提供等を行います。また、未診断・未治療の方には、必要に応じて発達検査による評価、医学的診断を行います(予約制)。

- 連絡先** 電話:024-951-0352  
FAX:024-951-0359

### ○地域リハビリテーション支援

- ・地元の医療機関で継続したリハビリテーションが受けられるよう、理学療法士や作業療法士などが応援スタッフとして赴き技術支援を行います。

### ○短期入所事業

- ・在宅で生活する障がい児の家族がさまざまな理由により一時的に介護等が困難になった場合、センターに入所できる制度です。

### ○日中一時支援事業

- ・日中において介護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要となった場合に、時間単位で利用できる制度です。

### ○公開講座

- ・療育に関する知識を広げるために、毎月1回程度「公開講座」を開催しています。参加費無料、予約不要。どなたでも参加できます。



## 入退所について

入所は児童相談所や家庭裁判所の審判により決定されます。

退所は児童個々の状況が改善し、家庭の受け入れが整うなどの条件が満たされた場合に、児童相談所、福祉事務所、学校、家庭と協議のうえ学校復帰、就職などにより退園となります。

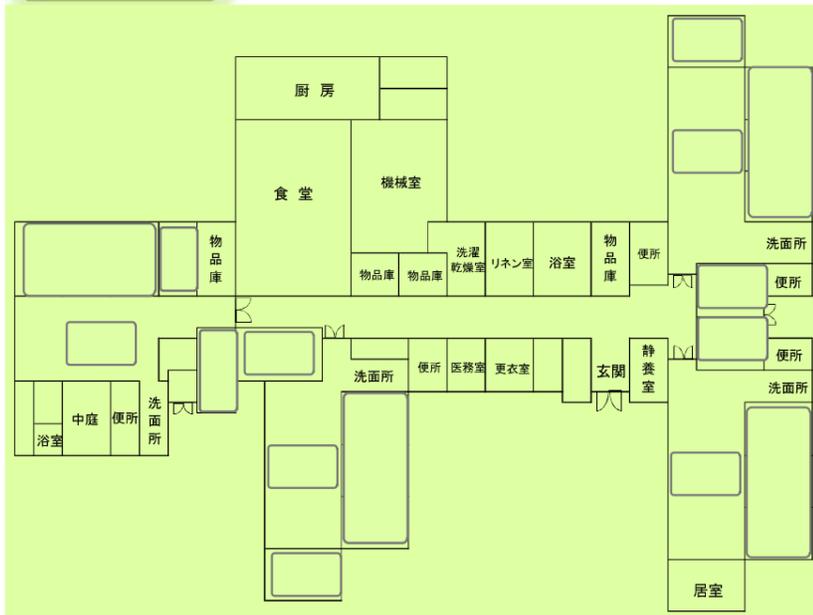
## アフターケアについて

退園した児童が社会的自立を容易にするために、家庭や学校、職場等を訪問し、適切な助言・指導を行います。

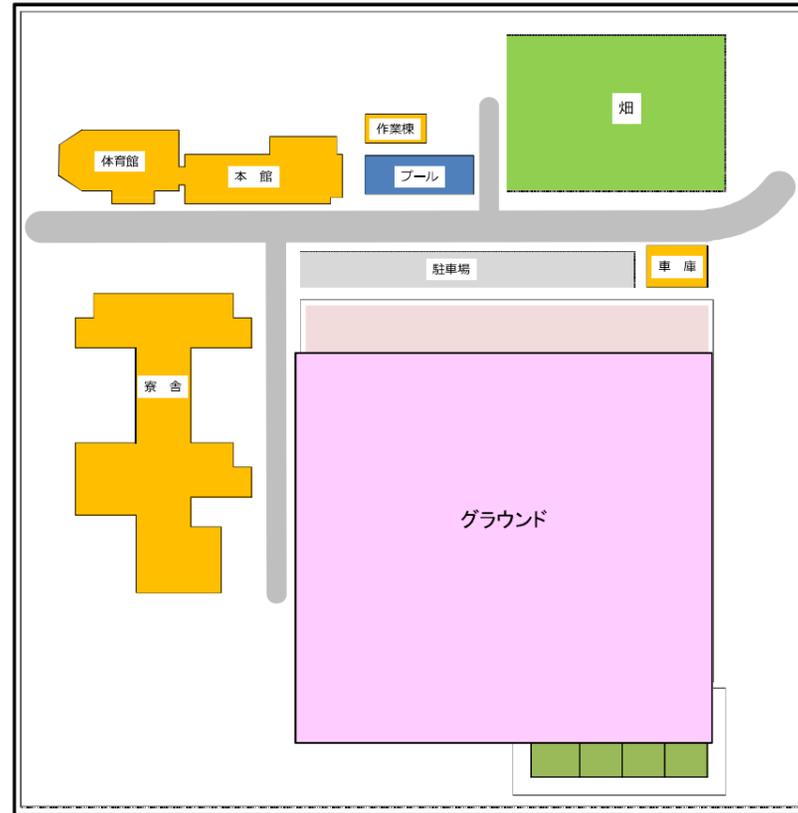
また、児童相談所や学校、地域などと連携しながら継続的にアフターケアにあたります。



寮舎



## 福島学園見取り図



## 案内図



## 福島学園のしおり



## 福島県福島学園

〒962-0001 福島県須賀川市森宿字中新田 128  
TEL 0248-73-2514 FAX 0248-73-2513  
E-mail : fukushimagakuen@pref.fukushima.lg.jp

# 施設の概要

## 施設の目的

児童福祉法第 44 条に定められた児童自立支援施設で、「子どもの最善の利益のために」を基本的理念に、家庭や学校などで育成・指導がむずかしい児童を入所させ、適切な環境のもと心身ともに健やかにして、社会的自立ができるように育成することを目的としています。

## 設置主体

福島県

児童自立支援施設は児童福祉法第 35 条第 2 項の規定により県が設置しなければならないとされており、福島県内では当学園が唯一の児童自立支援施設となっています。

## 運営理念

「君たちとともに」(withの精神のもとに)

- W 私たち福島学園職員は
- I いつも子どもたちの心に寄り添い
- T 共に成長し続ける存在であるために
- H 日々、自らの研さんに努めます

私たちは、児童の最善の利益を実現するために、次のことを行います。

- ◇児童自ら育ち直しができる、安心感のある生活の場を提供します。
- ◇正しく判断し、正しく自己主張できる児童の育成を目指します。
- ◇社会の一員として自立するための、たくましく生きる力を育みます。
- ◇自己実現に向けて自らを高めていける児童を育てます。
- ◇地域の関係機関と連携し、支援を必要とする児童とその家族の支援に努めます。

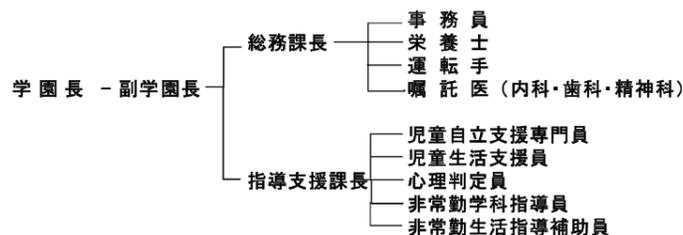
## 施設の沿革

- 明治 42 年 4 月 1 日 感化法に基づく福島県立薫陶園創設(相馬市)
- 大正 8 年 7 月 30 日 相馬市中野字清水に移転(定員 30 名)
- 昭和 9 年 10 月 10 日 少年教護法に基づく少年教護院
- 昭和 23 年 4 月 10 日 児童福祉法に基づく教護院(定数 60 名)
- 昭和 31 年 6 月 15 日 須賀川市に移転、福島県福島学園と改称(定員 100 名)
- 昭和 42 年 2 月 27 日 移転開園 10 周年記念式典挙行
- 昭和 59 年 3 月 12 日 新寮舎完成
- 昭和 59 年 4 月 1 日 小舎制から中舎制に変更
- 平成 6 年 12 月 21 日 新本館、体育館、作業棟、車庫完成
- 平成 7 年 4 月 1 日 定員 50 名に変更
- 平成 10 年 4 月 1 日 児童福祉法の一部改正により児童自立支援施設となる。
- 平成 15 年 4 月 1 日 心理職 1 名配置
- 平成 18 年 11 月 4 日 第 1 回 FAS カップ(南東北 3 県交流会)開催
- 平成 21 年 11 月 8 日 福島学園創立 100 周年記念式典

## 児童の定員

50名 (男子35名、女子15名)

## 職員と組織



# 指導の概要

## 生活指導

寮舎は、あづま寮、あだたら寮、あぶくま寮の3つの寮舎があり、入所児童はそれぞれの寮舎で生活します。寮舎は家庭的雰囲気づくりをめざし、人間関係を深め、しつけやマナーなど望ましい生活習慣を身に着けさせ、子どもたちの健やかな成長をはかっています。



プール清掃

## 学習指導

学校と同じように、文部科学省の指導要領に基づいての学習指導を行っています。また、子どもの学力に応じて学習内容を工夫しながら、指導を行っています。



授業風景



## 作業・職業指導

園内の資源を活用して、児童一人一人の様々な作業体験を可能にするとともに、働く喜び、意義を把握させ自然を愛する心を培いながら、自主性及び自立心の育成をはかります。また、職場実習なども取り入れながら、就労に向けた指導も行います。



ジャガイモの収穫

## その他・部活動など

文化クラブでは器楽演奏、陶芸教室などを通じて、情緒の安定と人間性の回復をはかっています。体育クラブでは、野球、バドミントン、剣道などにより、身体をきたえると共に、協調性、忍耐力を養っています。なお、文化、体育クラブにより、男女問わず自立に向けた人間づくりに取り組んでいます。



野球大会



FAS カップ



スキー教室



剣道納会



園遊会(器楽演奏)

## 【日課表・週間予定】

| 学園の一日 |         | 月  | 火      | 水           | 木                     | 金      | 土  | 日                |
|-------|---------|----|--------|-------------|-----------------------|--------|--|------------------|
| 6:25  | 起床      |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 7:30  | 朝食      |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 8:30  | 朝会      |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 8:50  | 授業      |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 12:15 | 昼食      |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 13:30 | 作業・部活動  |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 17:30 | 夕食      |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 18:30 | 自主学习    |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 19:15 | 入浴・自由時間 |    |        |             |                       |        |  |                  |
| 21:15 | 消灯      |    |        |             |                       |        |  |                  |
|       |         | 午前 | 授      | 業           |                       |        |  | 身<br>辺<br>整<br>理 |
|       |         | 午後 | 作<br>業 | 部<br>活<br>動 | 技<br>術<br>・<br>家<br>庭 | 作<br>業 | 剣<br>道   | 自<br>由           |
|       |         |    | 部活動    |             |                       |        |  |                  |
|       |         |    |        |             |                       |        | ・部<br>活<br>動<br>・寮<br>作<br>業<br>・陶<br>芸<br>教<br>室<br>等 |                  |

## 主な行事

| 月   | 行              | 事              | 名          |
|-----|----------------|----------------|------------|
| 4月  | ・着任式           | ・第1学期始業式       | ・花見会       |
| 5月  | ・家庭訓練          | ・写生会           |            |
| 6月  | ・よい歯のコンクール     | ・プール開き         | ・キッズシアター   |
|     |                | ・原籍校等関係機関との懇談会 |            |
| 7月  | ・東北北海道地区少年野球大会 | ・七夕            | ・剣道納会      |
|     | ・第1学期終業式       | ・デイキャンプ        | ・期末テスト     |
|     |                | ・芸術鑑賞          |            |
| 8月  | ・家庭訓練          | ・第2学期始業式       | ・水泳納会      |
|     |                | ・視力検査          | ・キャンプファイヤー |
| 9月  | ・FASCUP        |                |            |
| 10月 | ・園遊会           | ・体カテスト         | ・職業講話      |
|     | ・芋煮会           | ・家庭訓練          |            |
| 11月 | ・修学旅行          | ・期末テスト         |            |
| 12月 | ・剣道納会          | ・第2学期終業式       | ・クリスマス会    |
|     |                | ・家庭訓練          | ・松飾り       |
|     |                | ・餅つき           |            |
| 1月  | ・第3学期始業式       | ・スキー教室         | ・団子刺し      |
| 2月  | ・豆まき           | ・スキー教室         | ・期末テスト     |
|     |                | ・家庭訓練          |            |
| 3月  | ・剣道納会          | ・ひなまつり         | ・卒業を祝う会    |
|     | ・離任式           | ・卒業証書伝達式       | ・第3学期修了式   |



キャンプファイヤー



門松作り

## 福祉型障害児入所施設

# 大笹生学園のご案内

「地域で自立できる児童の育成を目指して」



## 福島県大笹生学園

〒960-0251 福島県福島市大笹生字俎板山182番地の1

TEL:024-557-6014、6025 FAX:024-558-6887

本学園は、福島市の北方約 8 km、フルーツライン沿いの果樹園地帯に位置し、東に十六沼、西に俎板山（まないたやま）を臨み、豊かな自然環境に包まれた約 23,000 m<sup>2</sup>の敷地に、昭和 26 年 10 月、児童福祉法に基づき、福島県で最初の精神薄弱児施設（定員 50 名）として開設されました。（東北では、宮城県の亀亭園[現：啓佑学園]に次いで 2 番目）

園舎の老朽化に伴い、平成 25 年 1 月 7 日から同一敷地内に新園舎の建設を開始。平成 26 年 12 月 24 日から、新園舎での支援を開始しました。

（沿革）

- 昭和 26 年 10 月 15 日 福島県における最初の精神薄弱児施設として開設（定員 50 名）
- 昭和 28 年 4 月 1 日 学園内に特殊学級を併設
- 昭和 32 年 7 月 1 日 特殊学級の併設に伴い定員 65 名に変更
- 昭和 38 年 4 月 1 日 学園の全面増改築に伴い定員 100 名に変更
- 昭和 54 年 4 月 1 日 福島県大笹生養護学校開設に伴い、学園内特殊学級を移管
- 平成 20 年 4 月 1 日 入所児童数の減少に伴い定員 50 名に変更
- 平成 24 年 4 月 1 日 福祉型障害児入所施設（知的）指定
- 平成 26 年 10 月 20 日 新園舎完成
- 平成 26 年 12 月 24 日 新園舎での支援を開始
- 平成 27 年 4 月 1 日 入所支援サービス定員 45 名（うち短期入所支援サービス定員 5 名まで）に変更
- 平成 29 年 3 月 10 日 グラウンド等の整備が完了し、学園整備が完成

## 大笹生学園までの交通アクセス



福島県大笹生学園は、福祉型障害児入所施設（知的障害）です。

主として知的障がいのある児童を入所、保護するとともに、児童の能力に応じて、心身の発達を促し、将来、地域社会の中で自立を目指し健やかに生活ができるよう、保護者及び特別支援学校、児童相談所、市町村等の関係機関との連携を密にしながら、支援していくことを目的としています。

（入所定員等）

入所支援サービス45名（うち短期入所支援サービス定員5名まで）

※ なお、空床がある場合、日中一時支援事業の利用定員を、短期入所利用者を含めて10名までとしています。

## 御利用案内

### （契約入所）

契約によって当園に入所することをいいます。

#### （1）対象となる方

知的障がいを持つ18歳未満の方で、都道府県発行の受給者証をお持ちの方。

#### （2）入所の手続き

居住地を所管している児童相談所にご相談ください。

また、利用の詳細については当園にもご相談ください。契約などの手続きが必要です。

#### （3）利用料

受給者証に定める利用者負担額に応じた利用料のほか、食費や光熱水費がかかります。

なお、収入額に応じて、負担上限額が定められています。

### （措置入所）

児童相談所において、措置入所が適当と判断された方が当園に入所することをいいます。

### （短期入所支援サービス）

宿泊を伴いながら、当園を短期に利用できるサービスです。

#### （1）対象となる方

知的障がいを持つ18歳未満の方で、市町村発行の受給者証をお持ちの方。

#### （2）入所の手続き

事前に契約などの手続きが必要です。詳細は当園にご相談ください。

#### （3）利用料

受給者証に定める利用者負担額に応じた利用料のほか、食事をした場合の食材費や調理費などがかかります。なお、収入額に応じて、負担上限額が定められています。

### （日中一時支援事業）

宿泊を伴わずに、当園を一時的に利用できるサービスです。（空床利用とします。）

#### （1）対象となる方

知的障がいを持つ18歳未満の方で、市町村発行の受給者証をお持ちの方。

#### （2）入所の手続き

事前に契約などの手続きが必要になります。詳細は当園にご相談ください。

#### （3）利用料

受給者証に定める利用者負担額に応じた利用料のほか、食事をした場合の食材費や調理費などがかかります。なお、収入額に応じて、負担上限額が定められています。

## 目録（平日）

|           |          |
|-----------|----------|
| 6 : 3 0   | 起床       |
| 7 : 3 0   | 朝食       |
| 8 : 3 0   | 登校       |
| 1 5 : 0 0 | おやつ、自立課題 |
| 1 7 : 3 0 | 夕食       |
| 1 8 : 3 0 | 就床準備     |
| 2 0 : 0 0 | 就床（小学生）  |
| 2 1 : 0 0 | 消灯       |

## （土日・祝日、学校休業日）

|           |          |
|-----------|----------|
| 7 : 0 0   | 起床       |
| 8 : 0 0   | 朝食       |
| 9 : 0 0   | 朝の集まり    |
| 1 0 : 0 0 | 水分補給     |
| 1 2 : 0 0 | 昼食       |
| 1 5 : 0 0 | おやつ、自立課題 |
| 1 7 : 3 0 | 夕食       |
| 1 8 : 3 0 | 就床準備     |
| 2 0 : 0 0 | 就床（小学生）  |
| 2 1 : 0 0 | 消灯       |



## 自立課題(ワーク)

児童の自立を促すため、興味を持って楽しみながら行うことができる課題に取り組んでいます。



## 余暇活動

テレビやゲーム、多目的ホールや中庭での運動、トランプ、ぬり絵、散歩など、余暇の過ごし方を自分で選択して過ごせるよう配慮しています。



## 主な年間行事予定

本園では、入園式などの式典行事、七夕や豆まきなど四季折りの日本の文化を感じられる年中・伝承・季節行事、秋のレクリエーションなど日々の園内活動の積み重ねを發揮する行事を行っています。

○入園式 ○七夕 ○納涼会 ○ハロウィンパーティ ○秋のレクリエーション ○クリスマス会 ○初詣 ○豆まき ○ひな祭り ○卒業生を祝う会 等

この他、誕生月には誕生会を行い、また、随時 SST（社会生活技能訓練）を取り入れた買い物訓練や市内外出訓練などを実施しています。

さらに、盆踊りや運動会など地域の行事へ参加させていただくこともあります。

秋のレクリエーション



クリスマス会



大笹生学園では、児童が安定した空間で生活ができるよう、居室は個室とし、また、AからDの4つのユニットに分け、それぞれの児童の特性や状態、性別に応じた支援を行っています。

Aユニット(男児のユニット)  
 Bユニット(男児のユニット)  
 Cユニット(女児のユニット)  
 Dユニット(小学校低学年の男児のユニット)



食堂

天井は高く、開放的になっています。



多目的トイレ

広く作られており、温水洗浄便座がついています。



居室

個室となっています。



歯科診察室

嘱託医師による歯科検診を月1回実施しています。



理髪室

床屋さんにも月1回来園していただき散髪を実施しています。



浴室

各ユニットごとに浴室があります。

大笹生学園平面図



玄関



多目的ホール

行事や運動などで使います。非常時に地域に開放する準備もされています。



中庭

弾力性のある地面となっており安全に配慮されています。



家族宿泊室

洋室、和室の2部屋ありバス・トイレ付きです。児童の生活の様子を見ながら宿泊ができます。



相談室

これらは入所児童及び地域で生活している主として知的障がいを持つ児童とご家族へ、学園の機能を生かしたサービスを提供するために設けられています。



プレイルーム

令和6年度  
(2024年度)

# 業務概要



## 福島県若松乳児院

〒965-0807 会津若松市城東町1番100号  
 TEL・FAX (0242) 27-0033  
 E-mail : wakamatunyuujiin@pref.fukushima.lg.jp  
 URL : <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21760a/>

### 1 設置の目的

乳児院は、児童福祉法に基づく児童福祉施設であり、同法第37条の規定により「乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。」とされています。

※ 乳児：満一歳に満たない者 幼児：満一歳から小学校就学の始期に達するまでの者

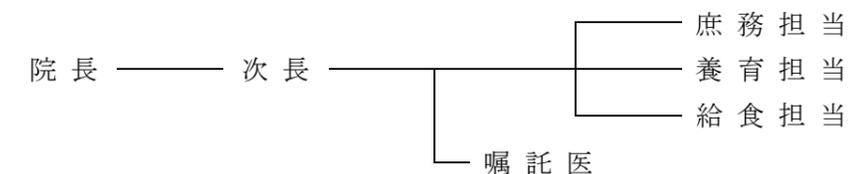
### 2 沿革

本県では、昭和23年（1948年）9月1日、福島市森合西養山10に最初の県立乳児院（白鳩寮）が入所定員8名で創設され、その後、会津若松市及び同市の関係団体からの強い要望があり、昭和27年（1952年）2月11日に会津若松市天寧寺町寺口976-7（当時の会津児童相談所に隣接）に、県内で2番目の乳児院として、入所定員20名の本院が開設されました。

〔経緯〕

|              |       |   |
|--------------|-------|---|
| 昭和27年（1952年） | 2月11日 | 若松乳児院が入所定員20名で開設                          |
|              | 3月31日 | 院舎竣工 敷地 2,260.5㎡<br>建物 木造一部二階建 265.6㎡     |
|              | 6月1日  | 開院  |
| 昭和37年（1962年） | 12月1日 | 定員増加に伴う増築（面積160.05㎡）                      |
| 昭和38年（1963年） | 1月1日  | 福島乳児院の廃止に伴い入所定員40名                        |
| 昭和39年（1964年） | 4月1日  | 福島県児童福祉施設条例制定<br>（昭和39年福島県条例第37号）         |
| 昭和45年（1970年） | 5月14日 | 現在地に移転し業務を開始                              |
| 令和2年（2020年）  | 3月    | 「新たな乳児院に係る基本構想」策定<br>指定管理者制度の導入決定         |
| 令和3年（2021年）  | 8月    | 「新たな乳児院整備計画」策定<br>令和6年度以降の竣工・開所予定として現在整備中 |

### 3 組織及び職員数



R6.4.1現在（人）

| 区分  | 院長 | 次長 | 庶務担当 | 養育担当 |     |           | 給食担当<br>栄養士 | 夜間<br>補助員 | 嘱託医        | 計         |
|-----|----|----|------|------|-----|-----------|-------------|-----------|------------|-----------|
|     |    |    |      | 看護師  | 保育士 | 児童<br>指導員 |             |           |            |           |
| 職員数 | 1  | 1  | 2    | 10   | 9   | 3         | 1           | 2         | 非常勤<br>(1) | 29<br>(1) |

## 4 施設の概要

### (1) 土地

敷地面積 1362.08 m<sup>2</sup>

うち屋外遊戯場 560.57 m<sup>2</sup>

遊具等：砂場、滑り台、回転遊具、ブランコ、鉄棒

### (2) 建物

ア 庁舎 鉄筋コンクリート造一部二階建 633.33 m<sup>2</sup>

(1階 538.93 m<sup>2</sup>、2階 94.4 m<sup>2</sup>)

イ 倉庫 コンクリートブロック造平屋建 12.96 m<sup>2</sup>

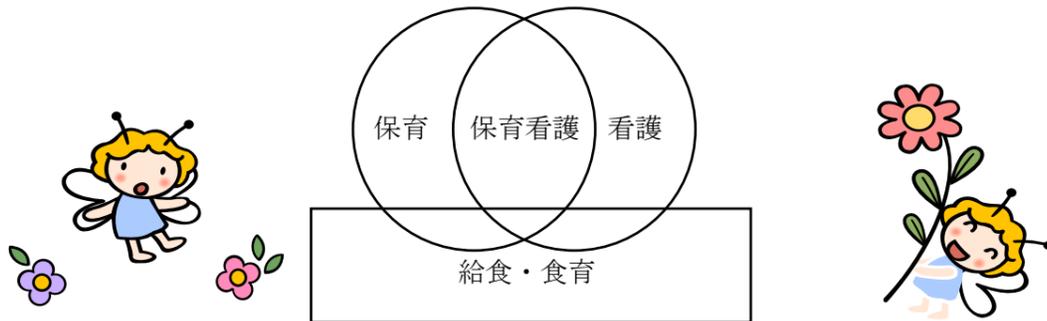
ウ 物置 コンクリートブロック造平屋建 7.82 m<sup>2</sup>

## 5 令和6年度基本方針及び重点施策等

### 基本目標

子どもの人格を限りなく尊重し、  
自然の中でのびのびと豊かな心を養い、健康な体を育てる。

若松乳児院の目指す養育 = 保育看護と給食・食育の推進



### (1) 基本方針

福島県は、新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、新たな乳児院整備計画（R3/8）を策定し、令和6年度以降の竣工・開所予定として、指定管理者制度による新たな乳児院の整備を進めているところであり、若松乳児院としての業務運営は、早ければ令和6年度が最終年度と想定されています。

このような状況を念頭に置きながら、私たちは「若松乳児院倫理綱領」をよりどころに、現在の若松乳児院の持つ資源を最大限に活用して、基本目標「子どもの人格を限りなく尊重し、自然の中でのびのびと豊かな心を養い、健康な体を育てる。」と、一人一人の子どもの最善の利益の実現を図っていきます。

また、指定管理者制度による新たな乳児院に対しては、若松乳児院が培ってきた知識、経験、技術を適切に引き継いでいきます。

### (2) 重点施策

基本方針等を踏まえ、以下の重点施策を効率的に実施します。

#### ① 養育体制の充実

家庭的環境での養育に近づけられるよう、担当養育制を採用するとともに、保育士と看護師の協力（保育看護）体制による質の高い養育を確保し、さらには乳幼児の「食」の特殊性と重要性を踏まえた給食・食育の推進に努めます。

また、個別の対応が必要な児童に対しては、個別対応職員が中心となり職員全員が支援内容の情報を共有しながら、手厚く丁寧なかかわりにより、愛着形成や発達促進に努めます。

#### ② 援助計画（自立支援計画）の策定及び展開

児童相談所の援助方針に基づき、児童の発達状況や家庭環境等を十分に踏まえた的確な計画を策定するとともに、適時ケースカンファレンスを行うなど、乳幼児養育の専門性を活かしたアセスメント機能を発揮して、児童の日常的な行動に応じたきめ細かな支援に努めます。

#### ③ 早期家庭復帰、里親委託の推進

家庭支援専門相談員を中心に、保護者との緊密な連絡・調整を図り、早期かつ円滑な家庭復帰の実現に努めます。また、里親委託が適当な児童については、児童相談所との緊密な連携のもとに、できるだけ早い段階での里親委託を推進します。

#### ④ 子育て支援の充実

職員の乳幼児養育に関する知識、経験、技術等の蓄積を十分活用し、面会交流等を通して保護者や里親に対する養育支援を行うとともに、丁寧なアフターケアにより退所後の児童の健全な成長を支援します。

#### ⑤ 事故防止・緊急対応の強化

事故防止マニュアルに基づく日常的な事故防止の点検やインシデント・アクシデント事例を踏まえた再発防止策等の情報共有の徹底、緊急事態に対する救急蘇生訓練、避難訓練などを通じて、事故の未然防止や災害時における適切・的確な対応能力の向上を図り、万全を期して児童の危険回避に努めます。

#### ⑥ 感染症、疾病等の予防対策の充実

児童の日常の健康管理の徹底、標準予防策の確実な実行、月齢に応じた計画的な健康診査と予防接種の実施により、感染症、疾病等の予防に努めます。

特に、感染症については、職員自らが感染源とならないよう体調管理を徹底するとともに、児童と保護者等との愛着形成に留意しつつ、来院者の体調確認や人数制限を求めするなど、効果的な予防対策を講じていきます。

#### ⑦ 地域との交流・地域支援

日常のお散歩やお買い物、お楽しみお出かけ等を通じて、地域の方々との交流を図るとともに、ボランティアを積極的に受け入れ、乳幼児養育に関する理解促進に努めます。

また、各専門機関の保育実習生（学生）を受け入れ、乳児院の専門性を活かした実習プログラムに基づき、これからの養育を担う人材育成を図るとともに、登録前里親の育児体験（研修）等により地域支援に取り組みます。

#### ⑧ 新たな乳児院への円滑な業務移管

指定管理者制度による新たな乳児院に対して円滑に業務を移管できるよう、令和6年度事業の実施に当たっては、業務上の課題、留意点等を明確にしておくとともに、指定管理候補者職員に対する養育実習等を通じて、これまで若松乳児院の全職員が培ってきた知識、経験、技術を適切に引き継いでいきます。

## 6 養育班の編制・年間養育目標

養育班は、うさぎ組、ひよこ組、こりす組の3班編制とし、乳幼児の成長、月齢等に応じて、生活習慣、言語、運動機能、社会性、遊び等の発達を促しています。

うさぎ組 概ね1歳を迎えるまで

- ・ 養育者との関わりを楽しみながら安心して過ごす環境を整える。

ひよこ組 概ね1歳から1歳6か月まで

- ・ 1人ひとりの個性と発達段階に応じて、健やかに育てる。
- ・ 自然と触れ合う中で、好奇心や探求心を育む。

こりす組 概ね1歳6か月から退所まで

- ・ 健康な体をつくり豊かな経験を得られるようにする。
- ・ 養育者や他児と触れ合いながら、好きな遊びを十分に楽しめるようにする。



## 7 乳幼児の一日

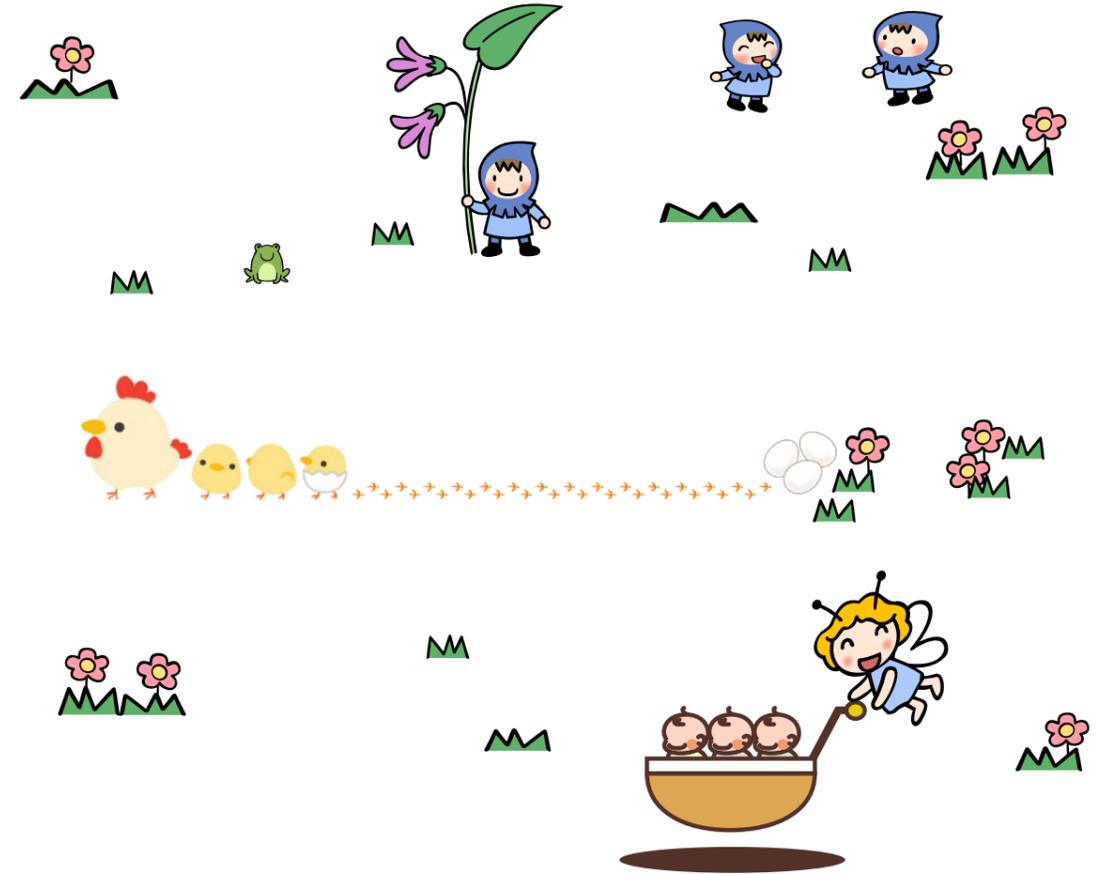
| 時間    | 班<br>乳児（うさぎ組）<br>※ 授乳時間は「6回乳」の例 | 幼児（ひよこ・こりす組）       |
|-------|---------------------------------|--------------------|
| 6:00  | 起床、オムツ交換、着替え、あそび                | 起床、オムツ交換、着替え、あそび   |
| 7:00  | 授乳、朝食、あそび                       | 朝食                 |
| 8:00  | オムツ交換、朝食                        | オムツ交換、あそび（月齢により朝寝） |
| 8:45  |                                 | <申し送り>             |
| 9:00  |                                 | <室内清掃>             |
| 9:20  | オムツ交換                           | オムツ交換              |
| 9:30  |                                 | おやつ                |
| 9:40  | 戸外散歩、あそび                        | 戸外散歩、あそび           |
| 10:00 | 授乳                              |                    |
| 10:30 | 昼食                              |                    |
| 11:20 | オムツ交換                           | 昼食（ひよこ組）           |
| 11:30 | 午睡                              | 昼食（こりす組）           |
| 12:00 |                                 | オムツ交換、午睡           |
| 13:30 | 検温、入浴、着替え                       |                    |
| 14:00 | おやつ、授乳、あそび                      | 検温、オムツ交換、おやつ、あそび   |
| 15:00 |                                 | 入浴、着替え             |
| 15:30 | 午睡                              |                    |
| 16:15 | 夕食                              |                    |
| 16:30 |                                 | <申し送り>             |
| 16:45 | オムツ交換                           |                    |
| 17:00 | あそび                             | 夕食、歯磨き、オムツ交換       |
| 18:00 |                                 | あそび                |
| 19:00 | 授乳、オムツ交換                        |                    |
| 20:00 | 就寝                              |                    |
| 22:30 | 授乳、オムツ交換                        |                    |
| 2:00  | 授乳、オムツ交換                        | オムツ交換、就寝           |



## 8 年間行事

| 月  | 行事名        | 対象児童    | 概要                              |
|----|------------|---------|---------------------------------|
| 4  | お花見        | ひよこ・こりす | 鶴ヶ城周辺まで散歩しお弁当を食べる。              |
| 5  | こどもの日      | 全児      | 鯉のぼり、五月人形を飾って祝う。                |
| 6  | プール遊び（～8月） | ひよこ・こりす | ベランダやお風呂場で水遊びを楽しむ。              |
| 7  | 七夕         | 全児      | 七夕飾り、すいか割りを楽しむ。                 |
| 8  | 夏祭り        | 全児      | 金魚すくい等のミニ屋台を楽しむ。                |
| 9  | お月見（十五夜）   | 全児      | 祭壇を作り、収穫物等を供える。                 |
| 10 | ハロウィン      | 全児      | 院内をまわってお菓子をもらう。                 |
| 12 | クリスマス会     | 全児      | サンタさんからプレゼントをもらったりクリスマスケーキを食べる。 |
| 1  | だんごさし      | 全児      | だんごを枝に飾り一年の幸せを願う。               |
| 2  | 節分         | 全児      | 鬼の面をつくり、豆まきをする。                 |
| 3  | ひな祭り       | 全児      | 雛人形を飾って桃の節句を祝う。                 |

※ 「お誕生会」 該当月毎に実施

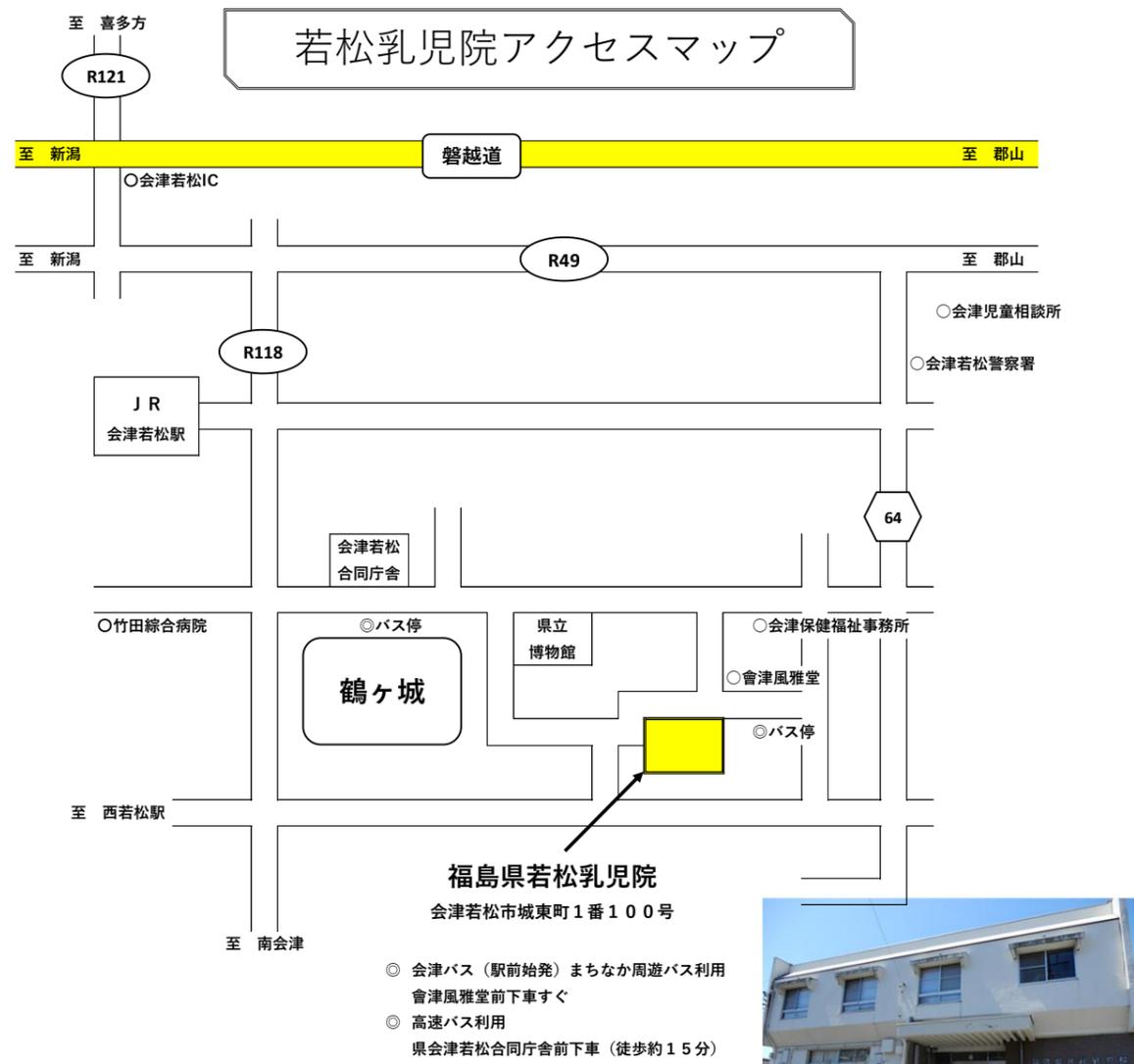
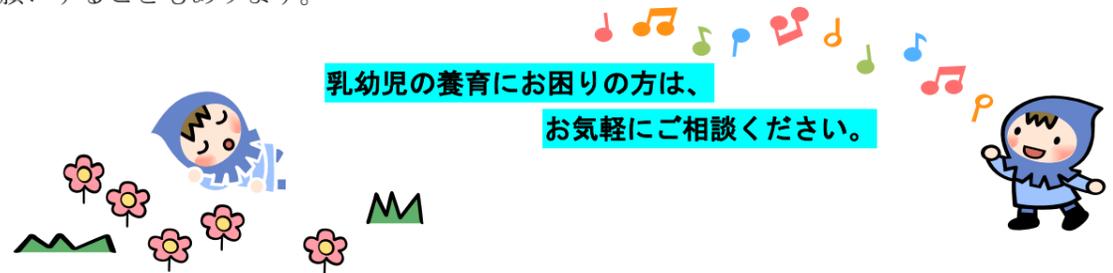


赤ちゃんを乳児院に預けたいときは・・・

市町村の民生（児童）委員、主任児童委員、市町村役場、あるいは、県の保健福祉事務所、児童相談所または乳児院が相談に応じています。

費用は・・・

赤ちゃんの生活は公費によってまかなわれていますが、家庭の収入に応じて、一部個人負担をお願いすることもあります。



社会福祉法人 福島県社会福祉事業団  
 総合社会福祉施設 太陽の国  
 障害者支援施設 福島県ひばり寮



「おだやかな生活と自立した社会生活の支援」  
 ～お客様一人一人の安心と希望のために～

〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29-4  
 TEL 0248-25-3112 FAX 0248-25-5038  
 E-mail hibari@snow.odn.ne.jp  
 URL [http://www.fukushima-sj.jp/taiyo\\_hibari/](http://www.fukushima-sj.jp/taiyo_hibari/)

## 目的

障害者総合支援法に基づき、主として身体に障がいのある方々に対し、各々の持つ能力を活用することにより、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、安心して楽しく元気な生活を送ることができるよう、お客様の意向や障がいの特性、心身の状況に応じた生活支援(介護)を行います。

## 事業概要

### 日中のサービス (日中活動事業)



#### 生活介護支援

一人一人の身体的状況に応じた食事・入浴・排泄等の生活介護や、身体機能の維持向上を目的とする訓練・各種日中活動の支援を行います。また、ふるさと移行支援（将来的に、ふるさとでの生活を望む方への支援）も積極的に行います。

### 夜間のサービス (居住支援事業)

#### 施設入所支援

居住の場として、主として夜間や休日の生活介護を行います。基本的支援の食事・入浴・排泄等に加え、必要に応じて医療的支援と日中活動支援も行います。



### その他のサービス

#### 短期入所支援（ショートステイ）



一定期間、食事や健康管理、入浴などの宿泊によるサービスを提供します。また、ご希望により日中活動サービスも利用できます。（ショートステイは空床利用となります）

# 主な日中活動支援

## 日中活動

日中活動では、散策・おやつ作り・買い物（社会参加活動）等を行い、身体機能の維持向上と生活意欲の充実に目的とした活動を行います。



## 「活動内容」

移動売店  
（食品類・日用品・衣料品）  
理髪・訪問美容  
散策、ドライブ  
希望外注(テイクアウト)

## 「施設行事」

さくら祭り  
夏祭り  
ハロウィン  
忘年会



## 生活支援

食事や入浴・排泄などお一人お一人の身体状況に合わせた生活支援を行います。



## 理学療法

理学療法では、運動療法や物理療法等を用いて身体機能の維持・向上のための訓練を行い、安全な日常生活動作へと結びつけていきます。



## 作業療法

作業療法では、基本動作・認知機能・日常生活動作等の訓練を行うとともに、地域生活移行に向けた社会適応能力向上のための訓練を行います。



## 自立(地域)生活訓練

自立生活に向けて、調理や宿泊といった各種訓練を施設内の自立支援室で行っています。



## 医療・健康管理

疾病の予防や早期発見に努めながら日常生活における健康管理を行っています。医療は隣接する福島県太陽の国クリニックが協力病院となっています。



## 食事(栄養管理)

栄養ケアマネジメントを実施した上で、一人一人の状況に応じた食事の提供や健康づくりを支援し、健康の保持増進に努めています。  
(忘年会特別食)



## 一日の日課

- 7:45 朝食
- 9:30 各種活動  
(訓練・個別支援・入浴等)
- 12:00 昼食
- 14:00 各種活動  
(訓練・個別支援・入浴等)
- 18:00 夕食
- 21:00 就寝

# 施設概要

|       |  |
|-------|--|
| 施設名称  | 障害者支援施設 福島県ひばり寮(総合社会福祉施設 太陽の国内)                  |
| 設置主体  | 福島県  |
| 開設年月日 | 平成23年4月1日(旧身体障害者更生施設 昭和59年4月1日)                  |
| 運営主体  | 社会福祉法人 福島県社会福祉事業団                                |
| 定員    | 生活介護事業：80名 施設入所支援事業：80名<br>短期入所事業：空床利用           |
| 職員構成  | 施設長・サービス管理責任者・看護師・管理栄養士・理学療法士<br>作業療法士・生活支援員・その他 |

# 利用案内

## Q 利用の対象

A 市町村から「障害福祉サービス等受給者証」を交付された方となります。まだお持ちでない方は、最寄りの市町村で申請が必要となります。

## Q 利用の相談について

A ご利用のお問い合わせは、当施設または最寄りの市町村へご相談下さい。

## Q 利用までの流れについて

A サービスを利用するためには、施設に受給者証を提示して申し込みし、内容を確認した後、契約を結びます。

## Q 費用について

A 施設利用に伴う費用は、前年の所得(収入)状況に応じて各市町村で決定された利用者負担額及び食費や光熱水費等を事業所にお支払い頂きます。

# 交通案内

## 自動車でお越しの場合

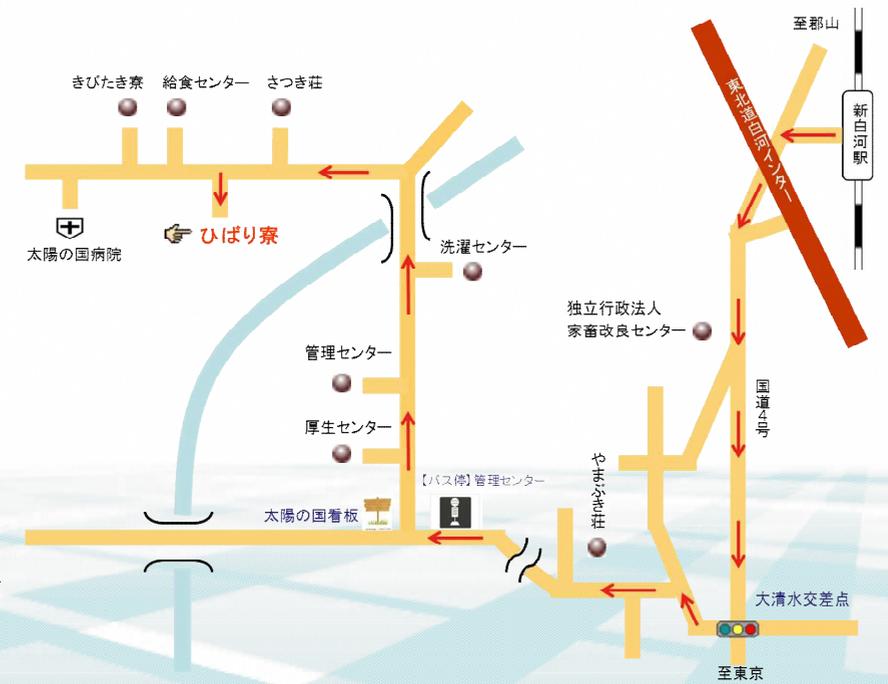
白河インターから国道4号線を枋木方面に向かい大清水信号を右折し、約50m先を左折。その後、約4km進むと総合社会福祉施設太陽の国の立て看板がありますので、その後は地図参照。

## バスでお越しの場合

JR新白河駅高原口から福島交通「原中経由川谷線」または「太陽の国線」に乗車(月曜から金曜のみの運行)。太陽の国管理センターで下車。バス停から徒歩で約10分ほどのところにあります。

## タクシーでお越しの場合

JR新白河駅から20分ほどです。



社会福祉法人 福島県社会福祉事業団  
指定障害者支援施設  
**福島県けやき荘**

平面図



ご利用希望の方は、以下にご留意ください。

**1 利用要件**

- (1) お住まいの市町村から介護給付費の支給決定を受けている方
- (2) 感染性疾患など集団生活に支障が生じるおそれのある病気などを有しない方

**2 利用料**

- (1) 市町村が認定した利用者自己負担額



〒961-8071  
福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29番地4

TEL 0248 (25) 3104 FAX 0248 (25) 5033  
URL <http://www.fukushima-sj.jp> Eメール [keyaki@snow.odn.ne.jp](mailto:keyaki@snow.odn.ne.jp)

「笑顔あふれる優しい支援」  
～ お客様一人ひとりの幸せと安心のために～



- 1 意思決定支援の充実
- 2 権利擁護を推進する充実した組織づくり
- 3 お客様本位のサービスの提供と一人一人の満足度の向上
- 4 安全、安心な支援と快適な居住環境の提供
- 5 地域福祉の推進とセーフティーネットの充実



施設の目的

支給決定を受けた障がい者に対し、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な介護、支援及び創作的活動または生産活動の機会の提供、その他の便宜を図ることを目的としています。

サービスの種類

生活介護 (定員：80名) 男性40名 女性40名  
施設入所支援 (定員：80名) 男性40名 女性40名  
短期入所 (定員：4床) 男性2床 女性2床

サービス

○生活介護

昼間において、入浴、食事等の支援や施設内で創作活動や外出支援などを行います。ご希望に応じて様々な活動に参加できます。

○施設入所支援

夜間・土日祝日において、安心して生活出来るよう個別支援計画に基づきサービスを提供します。

○短期入所支援

ご家族の都合や介護の負担を軽減するためにご利用頂けます。

行事

施設の行事

- ・春のレクリエーション大会
- ・夏祭り
- ・秋のレクリエーション大会
- ・クリスマス会
- ・希望外出

職員構成

| 職 種       | 員数      | 職 名   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
|-----------|---------|---|------|-------|----|-------|-------|-----|--------|---------|----|-----|--------|--|-----|------|----|--|-----|----|
| 管理者       | 1       | 園長  |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 次長        | 1       | 次長兼業務係長   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| サービス管理責任者 | 2       | (主任) 援助員兼サービス管理責任者  |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 嘱託医       | 2       |   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 生活支援員     | 33      | <table border="0"> <tr> <td>援助係長</td> <td>社会福祉士</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>主任援助員</td> <td>介護福祉士</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td>副主任援助員</td> <td>精神保健福祉士</td> <td>1名</td> </tr> <tr> <td>援助員</td> <td>社会福祉主事</td> <td></td> </tr> <tr> <td>介護員</td> <td>任用資格</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保育士</td> <td>3名</td> </tr> </table> | 援助係長 | 社会福祉士 | 5名 | 主任援助員 | 介護福祉士 | 18名 | 副主任援助員 | 精神保健福祉士 | 1名 | 援助員 | 社会福祉主事 |  | 介護員 | 任用資格 | 7名 |  | 保育士 | 3名 |
| 援助係長      | 社会福祉士   | 5名  |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 主任援助員     | 介護福祉士   | 18名   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 副主任援助員    | 精神保健福祉士 | 1名  |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 援助員       | 社会福祉主事  |   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 介護員       | 任用資格    | 7名  |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
|           | 保育士     | 3名  |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 看護職員      | 3       | 看護師<br>准看護師   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |
| 管理栄養士     | 1       | 管理栄養士   |      |       |    |       |       |     |        |         |    |     |        |  |     |      |    |  |     |    |

総合社会福祉施設 太陽の国

指定障害者支援施設

# 福島県かしわ荘



## 主な年間行事

### 行事

- ご家族との交流会（6月）
- 納涼祭（7月）
- クリスマス会（12月）
- 園内消毒（6・10月）
- 希望外出（各棟にて企画）

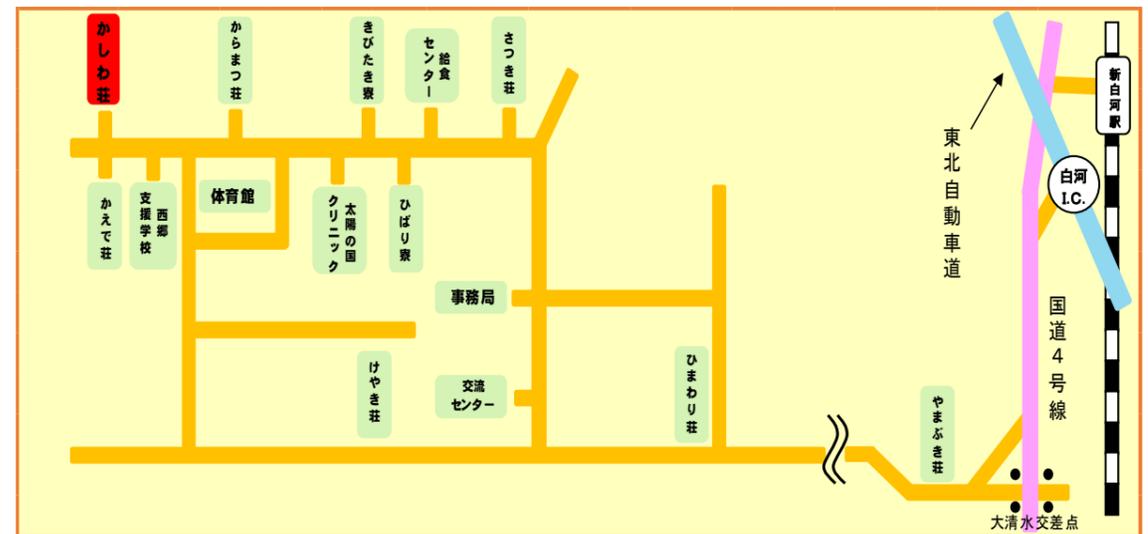
### 太陽の国共通行事

- にしごう桜祭り（4月）

### 家族会主催行事

- 家族会総会（4月）

※ 上記の他、ご希望により、随時ショッピング等外出しております。



〒961-8071 福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原341番地4  
TEL 0248-25-3105 FAX 0248-25-5035  
E-mail f-kashiwa@snow.odn.ne.jp  
URL <http://www.fukushima-sj.jp/>



社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

## 職員体制

| 従業員の職種     | 員数    | 資格等                       |
|------------|-------|---------------------------|
| 管理者（園長）    | 1     | 社会福祉士<br>介護福祉士<br>精神保健福祉士 |
| 次長         | 1     |                           |
| サービス管理責任者  | 2     |                           |
| 生活支援員（非常勤） | 31（2） |                           |
| 看護職員       | 2     |                           |
| 事務員（非常勤）   | 1（1）  |                           |
| 管理栄養士      | 1     |                           |
| 医師（嘱託）     | （2）   | 太陽の国クリニック 内科1 精神科1        |

## 援助活動

|   | 8：45～17：45   |   | 左記以外の時間 |
|---|--|---|---------|
|   | 午前   | 午後  |         |
| 日 | 施設入所支援<br>余暇活動   | 施設入所支援<br>余暇活動  | 施設入所支援  |
| 月 | 生活介護<br>日中活動<br>※軽作業、運動、創作班、<br>環境美化、個別支援等               | 生活介護<br>日中活動<br>※ステップアップ活動、軽<br>作業、運動、創作班、環境<br>美化、個別支援、入浴等 | 施設入所支援  |
| 火 | 生活介護<br>日中活動<br>※軽作業、運動、創作班、<br>環境美化、個別支援等               | 生活介護<br>日中活動<br>※ステップアップ活動、軽<br>作業、運動、創作班、環境<br>美化、個別支援等    | 施設入所支援  |
| 水 | 生活介護<br>日中活動<br>※ステップアップ活動、軽<br>作業、運動、創作班、環境<br>美化、個別支援等 | 生活介護<br>日中活動<br>※ステップアップ活動、軽<br>作業、運動、創作班、環境<br>美化、個別支援、入浴等 | 施設入所支援  |
| 木 | 生活介護<br>日中活動<br>※軽作業、運動、創作班、<br>環境美化、個別支援等               | 生活介護<br>日中活動<br>※ステップアップ活動、軽作<br>業、運動、創作班、環境美化、<br>個別支援等    | 施設入所支援  |
| 金 | 生活介護<br>日中活動<br>※軽作業、運動、創作班、<br>環境美化、個別支援等               | 生活介護<br>日中活動<br>※ステップアップ活動、軽<br>作業、運動、創作班、環境<br>美化、個別支援、入浴等 | 施設入所支援  |
| 土 | 施設入所支援<br>余暇活動   | 施設入所支援<br>余暇活動<br>寝具交換                                      | 施設入所支援  |

## 施設紹介

当施設は、昭和50年9月1日に福島県により設置され、福島県社会福祉事業団が県立施設の指定管理者指定を受けて管理・運営しており、利用定員は、生活介護80名、施設入所支援80名です。

お客様自身が望まれる豊かな人生を送っていただくため、障害者総合支援法の理念を踏まえ、個別支援のさらなる充実を図り、県民福祉の推進者としての役割を果たすことができるよう努めています。

## 福島県社会福祉事業団経営理念

私たちは、お客様の人格、人権、命を守ります。

## 福島県かしわ荘スローガン

**お客様に寄り添い、笑顔あふれるかしわ荘**  
～お客様一人一人の声に耳を傾け、それぞれの思いの実現を～

## ご利用にあたって

当施設では、皆様からのご連絡、ご相談をお待ちしております。サービス利用に際してご不明な点がございましたら、当施設または各市町村窓口にご相談ください。

※空床を利用し、短期入所サービス事業も行っております。

## サービスの計画・内容

お客様一人ひとりの障がい程度と意向を基に、主体性と個性を尊重して、個別支援計画書を作成し、日常生活上の支援や自立生活に向けた支援を実践します。お客様個々の状況について適切にアセスメントを行い、多様な意向を実現できるよう常に皆様の声に耳を傾け、また、ご家族とも密接な関係を保ちながら、サービスの提供を行ってまいります。

また、行政手続き等についてご相談を承ります。必要に応じて、手続きの代行も行います。

### ○利用手続き

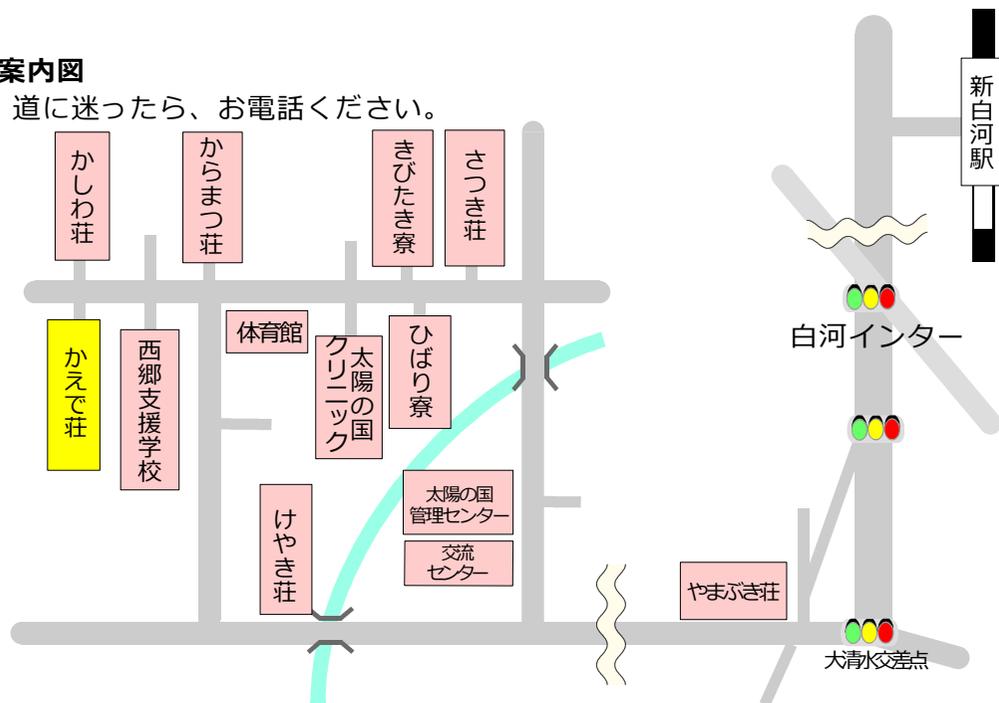
- ・市町村に申請し、受給者証を受けます。
- ・受給者証に基づき、施設で利用申し込みをします。
- ・施設と契約します。
- ・契約した施設のサービスを利用します。
- ・利用したサービスについては利用者負担金を支払います。  
※利用については、市町村又は当施設にご相談ください。

### ○利用料金

- ・利用者負担金
  - ・食事代（朝食/昼食/夕食）
  - ・光熱水費
  - ・飲食費（おやつなど）、交通費等お客様個人にかかわる費用は自己負担になります。
- ※詳細については、各市町村もしくは当施設へお問い合わせください。

### ○案内図

道に迷ったら、お電話ください。



## 指定障害者支援施設

(福島県指令自第5006号・事業所番号0712830132)

# 福島県かえで荘



〒961-8071

福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原189-1

TEL 0248-25-3106

FAX 0248-25-5037

E-mail sun-kaedeso@snow.odn.ne.jp

HP www.fukushima-sj.jp



## ○福島県かえで荘紹介

かえで荘では平成23年4月より新体系へ移行し、指定障害者支援施設として生活介護と施設入所支援の福祉サービスを提供します。様々な年齢層で、個性豊かな方々が生活しております。お客様の人格・人権・命を守り、自立した生活を営むことができるよう一人ひとりに優しい支援を心掛け、笑顔作りのお手伝いをしていきます。

## ○施設方針

当施設は、障害者総合支援法の理念に基づき、次に掲げる方針のもと以下の事業を推進しています。

- 1 意思決定支援の充実
- 2 権利擁護を推進する充実した組織づくり
- 3 お客様主体の質の高いサービスの提供と一人一人の満足度の向上
- 4 安全、安心な支援と快適な居住環境の提供
- 5 地域福祉の推進とセーフティネットの充実
- 6 全職員によるコスト意識の高揚と経費削減の推進及び労働環境の整備

## ○施設概要

(令和6年4月1日現在)

設置主体：福島県

経営主体：社会福祉法人福島県社会福祉事業団

名称：福島県かえで荘

提供サービス：生活介護・施設入所支援

短期入所

定員：80名

主な職員：管理者 1名 次長 1名

サービス管理責任者 2名 管理栄養士 1名

看護師 2名 事務員 2名

生活支援員 30名

## 生活介護

昼間において、入浴、排泄、食事等の介護及び生活等に関する相談、助言等を行うとともに、創作活動等の機会を提供します。

## 施設入所支援

主に夜間、土日祝日に安心して生活が送れるように介護を中心に支援しております。

## 短期入所支援

ご家族の都合や、介護の負担を軽減するためにご利用頂けます。

## かえで荘スローガン

『お客様の想いに寄り添い、笑顔あふれるあたたかい支援』

～お客様一人ひとりに寄り添いながら満足への追求とその実現に向けたお手伝い～

### 創作活動



### その人に合わせた余暇活動



### 外出支援



### ～意思決定へのお手伝い～

### 行事



### 移動売店



### 衣類販売



## ○施設紹介



※掲載された写真につきましては、個々のお客様の承諾を得ております。

# 要 覧



社会福祉法人 福島県社会福祉事業団

福祉型障害児入所施設

福島県ばんだい荘わかば

障害者支援施設

福島県ばんだい荘あおば

〒969-3283

福島県耶麻郡猪苗代町大字長田字西五十滝 3967-1

TEL. 0242-65-2711 FAX. 0242-62-2576

E-mail : bandaisou@snow.odn.ne.jp

福島県社会福祉事業団 経営理念

『 私たちはお客様の  
人格・人権・命を守ります 』

福島県ばんだい荘 スローガン

「広げる笑顔の輪」

～ たすけあい・わかちあい・ゆずりあい ～

## ◎施設の概要

設置主体：福島県

経営主体：社会福祉法人

福島県社会福祉事業団（指定管理者）

沿革：

昭和43年4月1日

福島県ばんだい学園開設。

平成11年4月1日

福島県ばんだい荘わかば・あおばの  
児者併設施設に改築。

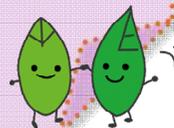
## ◎施設の特徴

環境設備

居室は冷暖房完備の和・洋室で、1室2名を基本とした明るく木目調の落ち着いた造りとなっています。

機能

- (1) 短期入所専用居室完備（児者各4名）
- (2) 家族室2室
- (3) 交流室・ボランティア室
- (4) 体育館



## ☆福島県ばんだい荘わかば （福祉型障害児入所施設）

定 員…40名

児 童…県立猪苗代支援学校へ通学

経過的生活介護…グループに分かれ、日中活動実施  
（学卒者）（手工芸、農耕、運動、感覚訓練、  
調理実習、生活学習、ショッピング、  
レクリエーション等）

短期入所…男子2名 女子2名（専用床）

日中一時支援事業

## ☆福島県ばんだい荘あおば （障害者支援施設）

生活介護 …定員60名

施設入所支援…定員60名（男42、女18）

◎生活介護

主として日中の支援を行います。

入浴、排泄、食事等の介護等及び創作的活動の機会を提供します。

（手工芸、農耕、運動、感覚訓練、ミュージック  
ケア、ショッピング、レクリエーション等）

◎施設入所支援

主として夜間の支援を行います。

短期入所…男性2名 女性2名（専用床）

日中一時支援事業

## 福島県ばんだい荘和太鼓の会

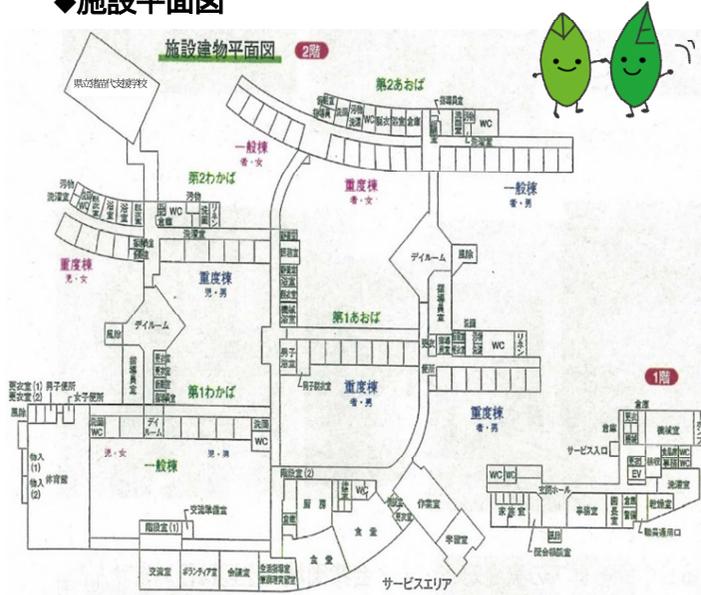
地域行事等の場で演奏を披露しています。



## 施設設備・生活風景



### ◆施設平面図



### ◆アクセス



- ・磐越西線・JR猪苗代駅より車で8分
- ・磐越自動車道 猪苗代磐梯高原 I. Cより車で10分



広々とした体育館です。

木の温もりが優しい居室です。二人部屋を基本に和室・洋室があります。



毎日元気に登校しています。(わかば)

日中の活動風景です。(あおば)



## ばんだい荘 1日の生活

| わかば            | あおば          |
|----------------|--------------|
| 6:30 起床        | 6:30 起床      |
| 7:30 朝食        | 7:50 朝食      |
| 8:30 児童登校      | 8:30 生活介護    |
| 9:15 寮内清掃 (平日) | 活動開始         |
| 生活介護           | 10:30 ティータイム |
| 活動開始           | 12:00 昼食     |
| 12:00 昼食       | 13:00 寮内消毒   |
| 14:00 入浴       | 13:30 入浴     |
| 15:00 児童下校     | 15:00 ティータイム |
| 生活介護           | 17:30 生活介護   |
| 活動終了           | 活動終了         |
| 15:30 余暇       | 18:00 夕食     |
| 18:00 夕食       | 19:00 余暇     |
| 19:00 学習・余暇    | 21:00 就床     |
| 21:00 就床       | 22:00 消灯     |
| 22:00 消灯       |              |

食事風景です。明るく広々した食堂です。



### ◆利用手続き

- ・障害児入所施設(わかば)の場合 最寄りの児童相談所及び市町村役場へご相談ください。
  - ・障害者支援施設(あおば)の場合 市町村役場へご相談ください。
- ◆見学をご希望される方は、施設までご連絡下さい。

## 診療日 (令和6年4月1日現在)

| 診療科        | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 備考                              |
|------------|---|---|---|---|---|---------------------------------|
| 内科         | ○ | ○ |   | ○ | ○ |                                 |
| 精神科        | ○ | ○ |   | ○ | ○ | 一般は月曜日午後・予約制                    |
| 整形外科       |   |   | ○ |   |   | 一般は午前のみ<br>第5水曜日は休診 月4回診療       |
| 皮膚科        |   | ○ |   |   |   | 第2週と第4週の午後<br>(14:30~16:00)のみ診療 |
| ペインクリニック内科 | ○ |   |   |   |   | 予約制<br>第1週と第3週のみ診療              |
| 外科         |   |   | ○ |   | ○ | 予約制 午後のみ診療<br>診療は外来診療と医療相談      |
| 歯科         |   |   |   | ○ |   | 予約制となります。                       |

## 休診日

土曜日、日曜日、祝日、毎月第2、第4金曜日  
12月29日から翌年1月3日まで

## 診察時間

午前 8時45分～11時45分  
午後 1時30分 (内科は2時30分)～4時30分



## アクセス

### ○自動車でお越しの場合

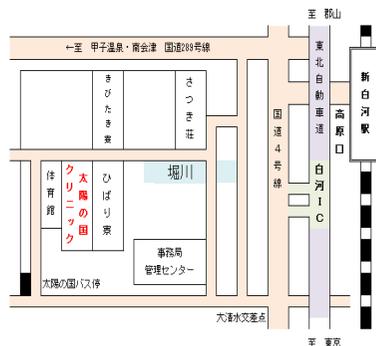
白河インターから国道4号線を栃木方面に向かい、大清水信号を右折し、直後を左折して4kmほど進むと太陽の国があり、その中央に位置します。

### ○バスでお越しの場合

JR新白河駅高原口から福島交通「原中經由川谷線」及び「太陽の国線」をご利用ください。「太陽の国」で下車 (月から金曜日運行) すると、徒歩で5分ほどのところにあります。

### ○タクシーでお越しの場合

JR新白河駅西口 (高原口) から約20分です。



## 社会福祉法人福島県社会福祉事業団 福島県太陽の国クリニック (有床診療所)



〒961-8071

福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29-4

院長 遠藤良幸 (内科・外科)

副院長 松岡貴志 (精神科)

TEL (0248) 25-3111

FAX (0248) 25-2431

E-MAIL taiyouhp@snow.odn.ne.jp

## スローガン

「障がいを持つ方にも信頼と安心の医療を」



## 基本方針

- 1 福祉施設をご利用いただいている患者様及び地域の障がい者を対象とした、福祉医療の推進と地域医療への貢献
- 2 医療に従事する職員としての医の倫理の確立と徹底
- 3 医療安全管理体制及び院内感染予防、褥瘡対策の徹底並びに医療サービスの確保
- 4 コスト意識の高揚と経費の節減
- 5 災害時安全管理体制の確立

## 人生の最終段階における医療の提供

入院患者様の中には高齢の方が多くことから、特に「人生の最終段階における医療」については、苦痛を伴う一時的な延命治療よりも、患者様の尊厳を重視した「平穏死」を選択できるよう、福祉施設とも協力し、患者様やご家族の意向確認を推進します。

## 非常勤医師派遣協力医療機関 <専門的な質の高い医療提供>

福島県立医科大学（循環器内科学講座・血液内科学講座）

福島県立医科大学保健科学部臨床検査学科

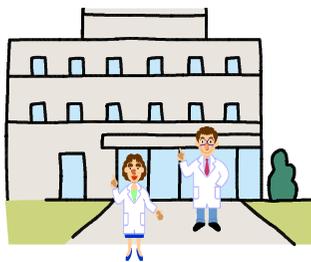
福島県立ふくしま医療センター こころの杜

白河厚生総合病院

済生会宇都宮病院

ファミリークリニック越谷

奥羽大学歯学部附属病院



## 病棟

入院される方のそれぞれの特性に十分配慮した質の高い看護に努めています。病棟は、個室4室、2人部屋3室の10床です。高齢の方や障がいを持つ方にもやさしい入院環境を整えています。看護師の勤務は2交代制で、夜間は2名体制です。



## 薬剤部

外来及び入院に関する薬剤の供給・管理をしています。院外処方を推進し、医薬品の在庫量を抑えるなど経営の効率化を図っています。

お薬に関することもお気軽におたずねください。



## 検査部

一般検査・血液検査・生化学検査等を迅速に行い、病気の診断、治療、予防のための情報を提供しています。



## 診療放射線部

直接撮影、直接撮影（透視）、直接撮影（移動型）、CT撮影（16列マルチスライス）、口内法撮影、歯科用パノラマ断層撮影等を迅速に行い、病気の診断、治療、予防のための情報を提供しています。



# 使用料料金表

|        |                      |        |
|--------|----------------------|--------|
| 研修室    | 1日（午前10時～午後4時）       |        |
|        | 4月～10月               | 11月～3月 |
|        | 3,300円               | 3,630円 |
|        | 半日（午前9時～12時／午後1時～4時） |        |
|        | 4月～10月               | 11月～3月 |
| 和室     | 1日（午前10時～午後4時）       |        |
|        | 4月～10月               | 11月～3月 |
|        | 大人660円               | 大人720円 |
|        | 子人460円               | 子人500円 |
|        | 半日（午前9時～12時／午後1時～4時） |        |
|        | 夜間（午後6時～午後9時）        |        |
|        | 4月～10月               | 11月～3月 |
| 大人330円 | 大人360円               |        |
| 子人230円 | 子人250円               |        |

## 【冬期間の料金】

11月1日～翌年3月31日までの期間は暖房料加算の為料金が異なります。

## 【料金の免除】

地域福祉の行事等で使用される場合には使用料が免除されます。詳しくはお問い合わせください。

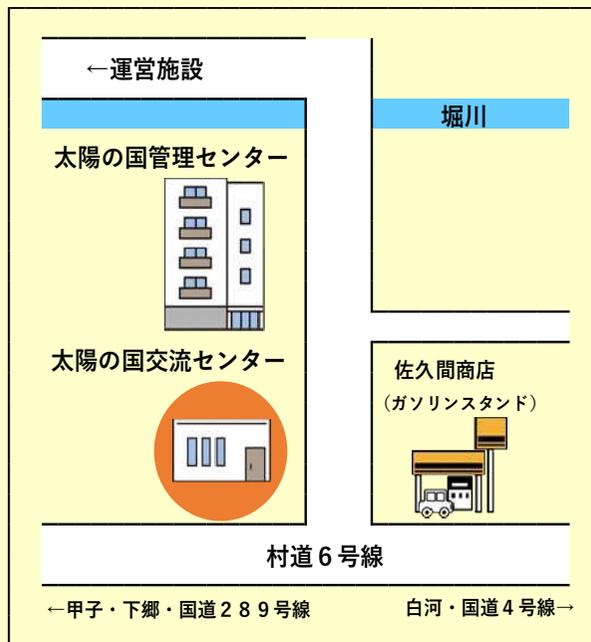
## 【宿泊】

令和5年3月31日をもちまして宿泊機能は廃止となりました。



# 研修室

# アクセス



## 【自動車でお越しの場合】

白河インターから国道4号線を栃木方面に向かい大清水信号を右折し、直後を左折して4kmほど進むと太陽の国（施設、診療所、法人本部、体育館、県立支援学校）があり、その中の一つです。

## 【バスを利用される場合】

JR新白河駅高原口から福島交通「原中經由川谷線」及び「太陽の国線」太陽の国管理センターで下車（月曜から金曜運行）徒歩2分。JR新白河駅からのタクシー利用の場合は約20分。

# 食堂

## 福島県

# 太陽の国交流センター



- 運営 福島県社会福祉事業団
- 所在地 福島県西白河郡西郷村小田倉字 上上野原5-1  
総合社会福祉施設「太陽の国」内
- 電話番号 0248-25-3020
- 休館日 毎月第1及び第3月曜  
12月29日～翌月1月3日

# 利用について



**【用途】**

研修・会議等にご利用いただけます。

**【広さ】**

95.2㎡

**ロビー**



**【用途】**

休憩スペースと自動販売機がございます。  
ご自由にご利用下さい。



**【利用方法】** 食堂はどなたでもご利用いただけます。

なお、食事は事前注文となります。

**【利用時間】** 正午～午後1時30分（土、日、祝日定休）

**【メニュー】** 日替わり定食

**【金額】** 700円

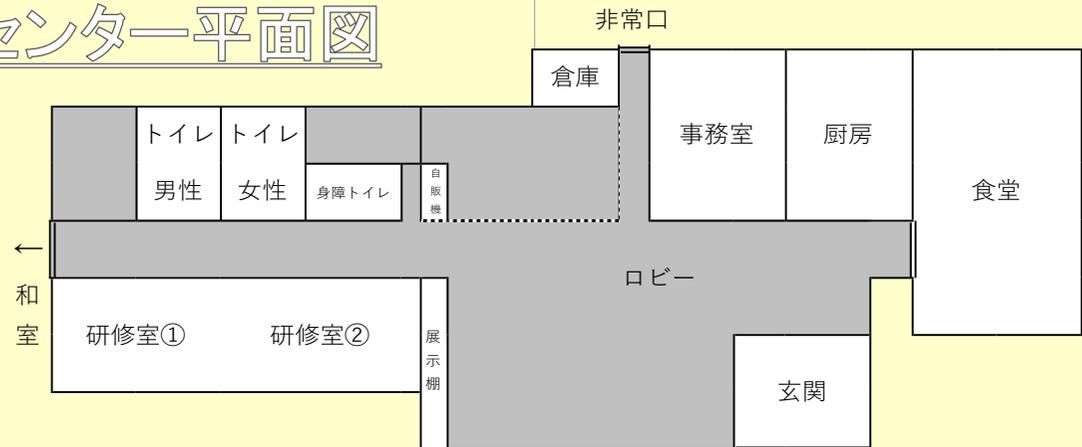
**【注文方法】** 5日前までに下記の電話番号へ注文

電話番号 0248-25-7206（株）メフォス

**【支払方法】** 銀行振込

振込先は注文時にお知らせいたします。

**交流センター平面図**



**【利用方法】**

研修室または和室をご利用される場合は、  
利用の前日までに太陽の国管理センター  
施設事業課（3階）へお申し込み下さい。

**【利用申請受付時間】** 平日9時～17時迄

**全館禁煙**です。

**全館セルフサービスの為**  
ご協力をお願いします。



# 福島県勤労身体障がい者体育館

(太陽の国体育館)



設置 **福島県**

運営 **社会福祉法人 福島県社会福祉事業団**

所在地 **〒961-8071**

**福島県西白河郡西郷村大字真船字芝原29-3**

**総合社会福祉施設**

電話番号 **0248-25-3020**

事業管理部まで

## 体育館料金表 (R3.2.16)



### 1. 体育館使用料

- (1) 身体障がい者：体育館条例第7条第1項に基づき使用料は徴収しない。
- (2) 身体障がい者以外の方

#### 全館貸し切りの場合

| 時間 | 区分          | 平日     |        | 土・日・祝  |        |
|----|-------------|--------|--------|--------|--------|
|    |             | 小・中・高  | 一般     | 小・中・高  | 一般     |
| A  | 9:00~12:00  | 880円   | 1,760円 | 1,100円 | 2,200円 |
| B  | 12:00~15:00 | 880円   | 1,760円 | 1,100円 | 2,200円 |
| C  | 15:00~17:00 | 660円   | 1,320円 | 830円   | 1,650円 |
| D  | 17:00~20:00 | 1,430円 | 2,860円 | 1,790円 | 3,580円 |

#### 一部貸し切りの場合

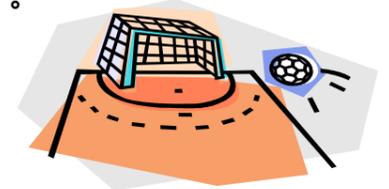
※ 1時間の使用料となります。

| 時間 | 区分         | 平日    |      | 土・日・祝 |      |
|----|------------|-------|------|-------|------|
|    |            | 小・中・高 | 一般   | 小・中・高 | 一般   |
|    | 9:00~20:00 | 190円  | 400円 | 230円  | 480円 |

#### 電気使用量

※ 1時間の使用料となります。

| 1時間使用量    | 金額   |
|-----------|------|
| 全館貸し切りの場合 | 650円 |
| 一部貸し切りの場合 | 500円 |



#### 機能回復訓練室・電気料

※ 1時間の使用料となります。

|                    | 平日  | 土・日・祝日 |
|--------------------|-----|--------|
| 機能回復訓練室 9:00~20:00 | 80円 | 100円   |
| 電気代                | 20円 | 20円    |



#### ◆申込み

・事前に電話で予約をし、使用前までに、太陽の国管理センター3階、事業管理部へ申請にお越しください。

受付時間：平日9:00~17:30(※土、日、祝日は受け付けておりません。)

〈キャンセルする場合も連絡をお願いします。〉

#### ◆休館日

・火曜日及び国民の祝日

・12月29日から翌月1月3日まで

#### ◆その他

・フットサルも使用できます。

・ネット、器具設営等の準備については各自行ってください。

・使用後は、清掃(モップ掛け等)願います。

※8月21日福島県民の日は無料開放となります。(尚、電話予約願います。)



不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。